

現場代理人・技術者との兼務

配管技能者は区分により職務が異なります。

○雇用配管技能者

入札参加希望者（受注者）が配置し、配水管等布設施工に関して総括を行う有資格者（現場に常駐義務なし）

○配置配管技能者

受注者又は下請負人から配置し、配水管等布設施工を主体となって行う有資格者

※配置配管技能者は配水管等布設施工時は現場に常駐となります。このため、兼務しても配水管等布設施工を主体となって行うことができることが条件となります。

●現場代理人との兼務について

対 象	雇用配管技能者	配置配管技能者
当該工事の現場代理人	兼務可	兼務可
他の工事の現場代理人（※1に該当する） （当該工事の現場代理人を兼務する場合）	兼務可	兼務可
他の工事の現場代理人（※1に該当しない） （当該工事の現場代理人を兼務しない場合）	兼務可	兼務不可
当該工事の下請負人が配置した現場代理人	—	兼務可

※1 三原市財務部契約課通知「現場代理人等の兼務制限の緩和について」

●技術者との兼務について

対 象	雇用配管技能者	配置配管技能者
当該工事の主任（監理）技術者	兼務可	兼務可
他の工事の主任技術者	兼務可	兼務可
他の工事の専任を要する技術者	兼務可	兼務不可
当該工事の下請負人が配置した主任技術者	—	兼務可
当該工事の専門技術者（元請）	兼務可	兼務可
当該工事の専門技術者（下請）	—	兼務可
営業所の専任技術者（元請）	兼務可	兼務可※2
営業所の専任技術者（下請）	—	兼務不可

※2 三原市財務部契約課通知「営業所の専任技術者と主任技術者との兼務について」の要件に該当する場合